

住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

第1 監査の請求

1 請求人

函館市湯川町2丁目40番15-301号 長谷川克雄

2 請求書の提出年月日

平成24年4月27日到達（郵送）

3 請求の内容

（1）主張事実の要旨

ア 北海道議会が決定した、北海道職員が起したコンピュータ・ソフトウェアの不正複写事件に要した損害賠償費用が、北海道からソフトウェアの著作権者側に支払われた事件に関し、北海道知事は公金の支出を全額個人負担として不正複写を行った北海道職員に対し、北海道にその費用の全額を返還するように求めること。

イ この事件は個人が起した犯罪であり、事件は公序良俗に反し、また、当事者が自己の利益を優先した結果の犯罪である。教育部門については、平成7年3月には文化庁から「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」（学校編）という指導書が全国に配布されていることから考えても、ソフトウェアの取扱方法については、北海道職員全員が認知していたことは明らかであり、個人の責任で賠償するのが妥当であると考ええる。

ウ 教育部門を例にしても、北海道という自治体がこのような著作権に関する法律を認知していなかったとは考えられず、当然職員も認知していたと考えることが世間の常識であり、この賠償金の支払いは当事者である個人の負担として北海道に返納することが社会常識から見て当然であると考ええる。

（2）措置内容

新聞報道の記事によると、総額は4億6,000万円となっており、そのうち2億8,000万円は使用権料として北海道がソフトウェア著作権者に支払われており、1億8,689万5,800円を損害賠償金として北海道知事は不正複写を行った北海道職員に対して損害賠償請求権を行使するように求める。

第2 監査委員の除斥

監査委員太田博は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の要件審査

本請求については、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年

5月8日付けをもって、これを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

職員がソフトウェアを違法コピーしたことにより生じた損害について、北海道が職員に対し損害賠償請求権を行使していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

総務部及び総合政策部

3 請求人の陳述及び証拠の提出

- (1) 法第242条第6項の規定に基づく請求人の陳述については、本人から希望しない旨の意思表示があったことから、行わなかった。
- (2) 法第242条第6項の規定に基づく請求人からの新たな証拠の提出は、なかった。

4 監査対象部局からの事情聴取

平成24年5月28日に、監査対象部局である総合政策部から、ソフトウェアの管理及びソフトウェアの違法コピーによる損害賠償金の支出について、また、総務部からは、ソフトウェアの違法コピーに係る職員の処分等について事情聴取を行った。その主な説明内容は、次のとおりであった。

(1) 総合政策部

ア 北海道におけるソフトウェアの管理

(ア) ソフトウェアの違法コピーが発覚した経緯について

平成19年2月、A社から北海道に対し、ソフトウェアの管理体制を改善するための調査検討の申出があった。この調査の目的、内容等について、A社と協議を行った結果、調査を実施してソフトウェアの使用状況を把握することがコンプライアンスの向上やセキュリティ強化などに有効であると判断し、平成19年12月に、調査を実施することを決定した。その後、調査の具体的な実施方法や技術的課題などについて検討を重ね、平成20年7月17日から調査を行い、その結果を同年11月11日付けでA社に報告した。調査の結果、同社製品について、購入したソフトウェアの使用可能数や使用条件などを規定したソフトウェアの使用許諾（以下「ライセンス」という。）証書の紛失や二重インストールなどの問題が明らかとなった。この調査結果を受け、より詳細な庁内調査を実施すべく、A社と対応方針を協議していたところ、平成21年5月に、B社からも、北海道で、違法コピーされた当社のソフトウェアが使用されている疑いがある旨の指摘があり、こうしたことから、北海道は、A社及びB社以外のメーカー

のソフトウェア製品についても、平成21年6月から平成22年1月まで、北海道が所有する全てのパーソナルコンピューター（以下「パソコン」という。）を対象とした調査を行い、その結果、ソフトウェアの違法コピーの状況が確認された。

(イ) ソフトウェアのライセンス調査の実施について

北海道は、ソフトウェアの違法コピーが発覚した後、ソフトウェアのライセンスについて全庁的な調査（以下「全庁調査」という。）を行った。全庁調査は、北海道知事の所管する部局（以下「知事部局」という。）だけでなく、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）、北海道警察などの知事部局以外の各種委員会等についても実施した。

全庁調査は、パソコンにインストールされているソフトウェアごとに、ライセンスの保有を証明できる証書等の有無を確認することを内容とした。また、調査票に記入させる方法により行い、その際に証拠隠滅の疑念を招かないよう、違法コピーを発見した際にはパソコン内のソフトウェアは消去しないよう指示した。その結果、インストール済みソフトウェア総数は17万7,268件、のうちライセンスが確認できたものは15万5,798件、その差2万1,470件が違法なコピーと判明した。

また、全庁調査の実施をはじめ、違法コピーに関する対応については、庁内の相互連携を図るため、北海道におけるITの利活用及び情報化施策に係る連携組織で、知事を本部長、各部長を本部員として平成13年に設置された「北海道IT推進本部」を中心に取進めた。

(ウ) 当時のソフトウェアの取扱いについて

北海道は、ソフトウェアの違法コピーの問題が発覚するまで、ソフトウェアを机や椅子と同様に物品として管理してきた。このため、ソフトウェアの管理に関する規定としては、「北海道情報セキュリティ対策基準」（平成14年12月27日決定。以下「対策基準」という。）の法令遵守の項目に、遵守すべき法令の一つとして「著作権法（昭和45年法律第48号）」と記載されているほか、対策基準及び「情報セキュリティ対策ガイドライン」（平成17年12月27日策定）に、セキュリティ確保の観点からインストールの制限について記載されているに止まっていたところであり、著作権保護の観点からソフトウェアを管理するための規定は、これらのみであった。このような状況から、違法コピー問題の発覚以前に、著作権保護の観点から職員に対しソフトウェアの管理について具体的に周知や研修を行ったことはなく、職員が業務においてソフトウェアライセンスに対する知識を取得する機会はなかった。

(エ) ソフトウェアの違法コピーの内容について

ソフトウェアの違法コピー2万1,470件の内訳については、本件のB社の製図支援ソフトを始めとして、その他のソフトウェアメーカーの資料作成ソフト、

文書作成ソフト、PDF作成ソフト及び写真編集ソフトなどは、全て職員が業務を行うためにインストールしたものであった。

(オ) 管理者による管理の状況及び職員によるインストール状況調査の実施について

北海道は、平成22年2月に、ソフトウェアの違法コピーに関してソフトウェアの管理者による管理の状況と職員によるインストールの状況について調査を行い、平成22年3月24日の北海道議会総合政策委員会に報告した。

- a 管理者による管理の状況について、違法コピーが確認された部局の情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者1,013人を対象とし、管理の状況について実態把握を行ったところ、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者の約半数が自らの職務内容を十分理解しておらず、部下職員に対しても、法令や対策基準などの遵守について、ほとんど指導や注意喚起を行っていなかった実態が明らかとなった。
- b 職員によるインストールの状況について、全ての違法コピー2万1,470件に関してインストールの状況を調査したところ、インストールの詳細が判明したのは6,883件であり、インストールに際し、半数以上の職員は、職場内や庁内のソフトウェアであれば法令違反にならないと誤解していたり、全くライセンスに関する知識がなかったこと、また、ライセンスに関する知識を有していた職員であっても、そのほとんどがライセンスの確認を怠ったことで、結果的に違法コピーを行っていたという状況が分かった。

対策基準では、情報システム管理者が許可した以外のソフトウェアをインストールしてはならないとされているが、ほとんどの職員がその内容について理解していなかったことなどが明らかとなった。

(カ) ソフトウェアの違法コピーが発生した原因について

職員によるソフトウェアの違法コピーの発生原因については、次のとおりである。

- a 一般職員によるインストールが可能な状況となっていたにもかかわらず、ライセンスやインストールの状況を適切に把握し、点検する仕組みを設けていなかったため、多くの職員は、インストール可能数などの正しい情報を与えられず、また、複数の種類のライセンスが混在することによる錯誤も加わって、結果として多数の違法コピーが発生した。
- b 総合政策部（平成21年3月31日までは企画振興部）において危機意識が不足していたため、早期に、ライセンス調査を行ったり、違法コピーを防止するための仕組みを整備するなどの対策をとらず、迅速な対応に欠けていた。
- c 情報セキュリティ対策を実施すべき情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者の多くが、自らの職務内容を十分理解しておらず、また、ラ

イセンス及びソフトウェアの管理に係る具体的な規定がなかったことから、部下職員に対する、著作権保護に関する指導や注意喚起が有効に行われていなかった。

d ソフトウェアのライセンスには複数の種類があるが、多くの職員は、ライセンスに関する正しい知識を持っておらず、また、管理者による指導や注意喚起が有効に行われていなかったことから、著作権に関する法令の規定やソフトウェアをインストールする手続に関して職員が十分に理解することができなかった。

e 北海道として、職場で保有するソフトウェアライセンスに関して、使用済みのライセンス数、未使用のライセンス数などについての正しい情報を職員に提供するソフトウェア管理体制を整備していなかったことから、職員は、ライセンスの状況についての的確に把握することができなかった。

(キ) ソフトウェアの違法コピーの再発防止策等について

北海道は、今後、このようなソフトウェアの違法コピーが行われないう、
「新たなソフトウェア管理体制の構築」、「職員の理解促進」、「効率的なライセンス制度の活用」を柱とし、改善策を立てた。

また、職員が違法コピーを行った場合には、平成21年12月16日以降、次のとおり取り扱うこととし、総務部長・総合政策部長の連名で各部局長に対し、所属職員への周知徹底と指導に万全を期すよう通知している。

a ライセンスを得ていないソフトウェアについては、職員が業務上使用するものであっても、原則として北海道はライセンスを購入しないこと

b 当該行為を行った職員については、懲戒処分を視野において厳正に対処すること

c ソフトウェアの著作権者に与えた損害の賠償については、当該行為を行った職員等に負担を求める場合があること

イ ソフトウェアの違法コピーによる損害賠償金の支出

(ア) B社との交渉経過及び結果について

北海道とB社との交渉については、平成21年6月29日に同社代理人弁護士との最初の面談を実施し、損害賠償を請求する可能性があることを示された。これを受け、全庁調査を実施した結果、B社製品の違法コピー数が655件と判明したことから、北海道は、同年11月10日、その件数、内訳、使用部署、シリアルナンバーなどを同社代理人弁護士に報告した。B社は、同社が保有するデータとも照合の上、平成22年1月15日、655件のうち5件については、ライセンスがあるものと認め、650件について、損害賠償を求める意向を示した。北海道は、平成23年2月28日に定価を損害賠償額の算定に適用して同社に和解を申し入れた。その結果、同年5月24日、北海道が、以後、無許可複製を行わないこと、違法コピー防止のため今後は、適正にソフトウェアを購入することなどを

条件に、定価どおり 1 億8,689万5,800円の賠償をすることで和解すると回答された。

(イ) B社への損害賠償金の支出について

B社に支払う損害賠償額の決定については、平成23年第2回北海道議会定例会に諮り、議決され、B社とは平成23年7月11日に同社と合意書を締結し、同月21日に1億8,689万5,800円の損害賠償金を支払った。

国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずると定めている。本件に係る違法コピーは、職員がその職務を行うに当たり、いずれも業務上必要なソフトウェアを北海道のパソコンにインストールしたことにより生じたものであり、「職務を行うについて」なされたものと考えた。また、本件により、ソフトウェアの著作権者であるB社の権利が侵害され、同社にソフトウェアの標準小売価格相当額の損害を生じさせたものであることから、本件は、職員がその職務を行うについて、故意又は過失により違法にB社に損害を与えたものであり、北海道は、その損害を賠償する責任を負うべきものと判断した。

また、著作権法第114条第3項は、著作権者は、故意又は過失によりその著作権を侵害した者に対し、その著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる旨を定めている。ソフトウェアの違法コピーに関する訴訟において、その損害額は、「正規品の標準小売価格相当額」と判示していることから北海道は、当該金額を損害賠償額とした。

(ウ) 職員における法令違反の認識について

近年、複数のライセンスを一括購入し、一枚のコンパクトディスク（以下「CD」という。）により複数のパソコンにインストールするボリュームライセンスや、予めパソコンにインストールされたもの、インターネットから入手してインストールできるものなど、様々なライセンスが出現している。これらの中には、

- a 同一製品であっても、個人ユーザと法人ユーザでは使用できる数の許諾条件に相違があるもの
- b プリインストール版ソフトウェアのように、当初インストールされていたパソコンが壊れても、他のパソコンに流用できないもの
- c これまで使用していた製品を基にして、アップグレード版製品をインストールした際に、旧製品のライセンス証書を廃棄するとアップグレード版のライセンスも無くなってしまう仕組のもの

d プリンターなどの機器に付属しているソフトウェアなど、1台のパソコンにしかインストールできないものと複数台のパソコンにインストール可能なものがまちまちであるもの

など、多様な使用許諾条件が存在することから、全てのソフトウェアライセンスを適切に管理するには、相応の専門的な知識が必要となると考える。

北海道のように大規模な組織においては、ソフトウェアライセンスを調達する職員、調達したライセンスを基にソフトウェアをインストールする職員、ソフトウェアがインストールされたパソコンを使用する職員が異なることが一般的であり、さらに人事異動により、パソコンの使用者も数年ごとに変わることから、調達から廃棄までの履歴を台帳などに適切に記録することが重要である。しかし、本件が発覚するまでの間、北海道においては、管理台帳の整備などソフトウェアのライセンスに関する手続が定められておらず、ソフトウェアライセンスに関する研修も実施されてこなかった。

こうした状況の下、職員が、職場内にあるソフトウェアのライセンスの種類、形態、使用許諾条件を十分理解していたとは思われず、違法コピーとされた行為の違法性について事前に認識することは困難であった。

損害賠償金を支出したB社の違法コピー650件について、著作権法などの法令違反の認識の有無等を調査した結果、389件の職員によるインストールの状況及び管理者による管理の状況が判明した。その回答の内訳は、「職場内や庁内のソフトであれば法令違反とならないと誤解していた」、「全くライセンスに関する知識がなかった」、「基準についてあまり承知していなかった」などの回答が285件あったほか、次の3項目について回答があった。

- ① 「ライセンスがないことを知っていた」としたものの5件、職員数3名、
- ② 「ライセンスの有無を確認しなかった」としたものの98件、職員数87名、
- ③ 「基準の内容を含めて承知していた」としたものの2件（上記②と重複1件）、職員数2名

「ライセンスがないことを知っていた」と回答した5件、職員3名については、いずれもインストールした時点ではインストールに関連する手続について承知していなかったが、調査を実施した時点では問題のある行為であったことを認識していたため、「ライセンスがないことを知っていた」と回答したものであった。

「ライセンスの有無を確認しなかった」とした98件、職員87名については、ソフトウェアのライセンスには複数の種類があるが、多くの職員は、ライセンスに関する正しい知識を有しておらず、また、仮に正しい知識を有していたとしても、北海道は、職員に対しソフトウェアのインストール可能数などについて正しい情報を提供するソフトウェア管理体制を整備していなかったことから、職員が的確にライセンスを確認することができなかった。

また、「基準の内容を含めて承知していた」とした2件、職員2名については、対策基準は、著作権法を遵守すべきであるとの記載のほか、セキュリティ確保の観点からインストールの制限についての記載に止まっていたものであり、ソフトウェアを適切に管理するための手続を定める規定が存在しなかったことから、ライセンスのないソフトウェアのインストールに関して、違法性を必ずしも十分認識することができなかった。

(エ) B社への対応と他のメーカーへの対応の相違について

B社を除く全てのメーカーについては、今後も継続して使用するソフトウェアに対し必要なライセンスを購入するとともに、今後使用しないソフトウェアを消去することを条件として、過去の違法な使用分についての損害賠償責任を問わないこととされた。B社については、違法コピーされた650件のソフトウェアを消去するとともに、過去の違法な使用について損害賠償を求められた。

(2) 総務部

ア ソフトウェアの違法コピーに係る処分について

総合政策部は、前記全庁調査結果等を踏まえ、平成22年5月18日付けで総務部に事故発生報告書を提出し、総務部では、同年3月24日に公表された調査結果と併せて、次のとおり、事故発生報告書の内容について必要な確認を行った。

本件については、業務上必要なソフトウェアがインストールされていたものであり、さらに、「看過できない悪質なケース」がなかったことが判明した一方、違法コピーが発生した原因については、ライセンスの管理台帳がなかったこと、パスワードが全く機能していなかったこと、ソフトウェア管理体制が不備であったこと、また、職員個々に対する指導、注意喚起が有効に行われなかったことなどから、職員の著作権に関する理解不足があったことから、管理監督責任を重く見て、知事が給料の減額、副知事が訓戒、管理監督者等が嚴重注意、他の課長級が所属長注意の処分等を行い、インストールを行った職員個人については処分を行わなかった。

なお、上記の「看過できない悪質なケース」とは、具体的には、

- (ア) 職務外の目的で職務と関連のないソフトをインストールすること
 - (イ) 意図的にコピー防止機能を解除してインストールすること
 - (ウ) インストール用のCDのコピーを作成し、それを使用してパソコンにインストールすること
 - (エ) 第三者にアプリケーションソフト等の提供を強要すること
- などである。

イ 職員に対し求償しないことの判断について

本件において、職員に対し求償しないことと判断した理由としては、

- (ア) 本件が発生した背景・原因としては、組織として適切なソフトウェア管理対策を講じなかったこと、業務上必要なソフトを手当てしていなかった組織

上の問題が大きいこと

(イ) ソフトウェアの違法コピーを防止する機能を意図的に解除するなどの悪質な事例はなかったこと

など、北海道としての組織的な管理体制に問題があったこと、セキュリティ管理者等については、違法コピーを防ぐソフトウェア管理に関する必要な対策を講じなかった非違行為はあったが、当時の社会通念に照らし、善良な管理者の注意を著しく欠くものとはいえないこと、また、半数以上の職員は、職場内や庁内のソフトウェアでは法令違反にならないとの誤解やライセンスに関する正しい知識がなく、また、ほとんどの職員が情報セキュリティ対策について認識が不足していたことなどから、本件は組織上の問題が大きく、各個人の行為については故意又は重過失と認められず、求償権はないと判断した。

5 実地監査

平成24年5月11日、同月14日及び同月15日に、総務部及び総合政策部において、ソフトウェアの違法コピーに係る職員の処分、損害賠償金の支出及びソフトウェアの管理等の事務について実地監査を実施した。

6 関係人調査

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係人調査を行った。

- (1) 環境生活部に対し、請求人が証拠として提出した「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」(学校編)の配布先等について、文書による調査を行った。(平成24年3月31日まで、道教委が著作権思想の普及についての事務を分掌していたが、同年4月1日の機構改正により環境生活部が当該事務を分掌することとされた。)
- (2) 道教委に対し、違法コピーに係るソフトウェアの著作権者であるメーカー124社のうち、道教委が交渉を行った34社の交渉経過及び結果について、調査を行った。

第5 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

北海道職員が起こしたソフトウェアの違法コピーに要した賠償費用が、北海道からソフトウェアの著作権者に支払われたことに関し、北海道が職員に対し損害賠償請求権を行使していないことは違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとして、北海道に必要な措置を講ずるよう求めていることについては、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 経緯

| 年月日 | 主な内容 |
|-----------------|--|
| 平成19年2月 | A社から北海道に対し、ソフトウェアの管理体制を改善するための調査検討の申出 → 申出時から平成19年12月まで、北海道は調査の目的、内容等に関し、A社との協議を行った。(平成19年5月から同年11月まで3回面談を実施。その他、随時文書等により協議。) |
| 平成19年12月26日 | 北海道はA社の申出を受け、調査を実施する旨回答 → 平成20年4月に北海道の機構改正を検討していたことから、資産管理の取組を効果的に行うため、調査開始は機構改正実施後を予定 それまで、具体的な調査の実施方法及び技術的課題の検討を実施 |
| 平成20年7月17日 | A社製ソフトウェアの管理実態調査の開始 ・調査対象 北海道の庁内ネットワークに接続されているパソコン約1万7,000台 |
| 平成20年11月11日 | 北海道からA社に対し、調査結果を報告 → 北海道におけるA社製ソフトウェアのライセンス証書の紛失及び二重インストール等の問題が判明 |
| 平成21年5月 | B社から北海道に対し、同社製ソフトウェアの違法コピーの実態調査実施とその結果報告を求める文書送付 |
| 平成21年6月4日 | ソフトウェアの違法コピー防止の周知文書発出 (通知の内容) ・ソフトウェアの適正な取扱いについて、職員に周知徹底 ・違法コピーを発見した際には直ちに使用を中止するとともに、消去した場合には証拠隠滅行為と受取られるため、絶対に消去しないことを指導 |
| 平成21年6月～平成22年1月 | 全庁調査の実施(知事部局以外の各種委員会、道教委及び北海道警察を含む。) [第一次調査(平成21年6月～同年7月)] ・A社製ソフト(庁内ネットワークに接続しているパソコン約1万7,000台) ・B社製ソフト(全てのパソコン約2万4,000台) [第二次調査(平成21年7月～同年10月)] ・A社製ソフト(庁内ネットワークに接続していないパソコン約7,000台) ・A社及びB社製以外のソフトメーカー分(全てのパソコン約2万4,000台) |

| | <p>[道立学校の調査(平成21年11月～平成22年1月)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 道立学校のパソコン約2万9,000台 <p>注1) 全てのメーカーのライセンスについて調査することとしたが、A社とB社製品については、両社から既に情報提供を求められていたことから、他社に先行し第一次調査として実施した。</p> <p>注2) 教育庁本庁及び各教育局等のパソコンは庁内ネットワークに接続しているため、知事部局の調査に含めて実施した。</p> | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|----------|----------------|----------|--------|----|--------|--------|-------|----|-----|----|-----|
| 平成21年7月～平成22年3月 | <p>「北海道IT推進本部員会議」の活用による庁内連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事を本部長、各部長を本部員とする庁内組織(平成13年8月設置) 全庁調査をはじめとするソフトウェアの違法コピーに関する対応について、推進本部を中心に進めた。(全庁調査開始後、B社への損害賠償金の支出まで4回開催) <ul style="list-style-type: none"> ライセンス証書の紛失など管理上の問題を取り上げ、ソフトウェア資産管理の徹底について協議 全庁調査の結果を踏まえた、ソフトウェアメーカーへの対応 違法コピーの原因と改善策、北海道ソフトウェア資産管理規程等の制定と施行についての協議 | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年11月10日 | <p>北海道からB社の代理人弁護士に対し、全庁調査の結果、B社製品の違法コピー数が655件と判明したことから、その件数、内訳、使用部署等について報告</p> | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年11月 | <p>第一次調査の結果が判明したため、その内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年11月17日の第8回北海道IT推進本部員会議に報告 平成21年11月25日の北海道議会総合政策委員会に報告 <p>(報告内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアライセンス調査(中間取りまとめ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーカー名</th> <th>インストール済ソフトウェア数</th> <th>ライセンス保有数</th> <th>違法コピー数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>23,813</td> <td>19,729</td> <td>4,084</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>735</td> <td>80</td> <td>655</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアメーカーへの対応について ソフトウェア適正管理のための改善策について | メーカー名 | インストール済ソフトウェア数 | ライセンス保有数 | 違法コピー数 | A社 | 23,813 | 19,729 | 4,084 | B社 | 735 | 80 | 655 |
| メーカー名 | インストール済ソフトウェア数 | ライセンス保有数 | 違法コピー数 | | | | | | | | | | |
| A社 | 23,813 | 19,729 | 4,084 | | | | | | | | | | |
| B社 | 735 | 80 | 655 | | | | | | | | | | |
| 平成21年12月16日 | <p>ソフトウェアの違法コピー禁止徹底の周知文書発出</p> <p>(通知の内容)</p> <p>今後違法コピーが行われた場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ライセンスを得ていないソフトウェアは、職員が業務上使用するものであっても、原則として北海道はライセンスを購入しないこと | | | | | | | | | | | | |

| | <ul style="list-style-type: none"> ・違法コピーを行った職員に対し、懲戒処分を視野において厳正に対処すること ・ソフトウェアの著作権者に与えた損害の賠償については、違法コピーを行った職員等に負担を求める場合があること | | | | | | |
|----------------|--|----------------|----------|--------|---------|---------|--------|
| 平成22年1月15日 | B社から北海道に対し、北海道の報告(違法コピー655件)と同社保有のデータとを照合の上、655件のうち5件はライセンスがあるものと認め、650件について損害賠償を求める意向が示された | | | | | | |
| 平成22年2月 | <p>第二次調査の結果が判明したため、第一次調査及び道立学校の調査結果と併せ、その内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年2月2日の北海道議会総合政策委員会に報告 ・平成22年2月16日の第9回北海道IT推進本部員会議に報告 <p>(報告内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアライセンス調査結果 <table border="1" data-bbox="560 831 1382 931"> <thead> <tr> <th>インストール済ソフトウェア数</th> <th>ライセンス保有数</th> <th>違法コピー数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>177,268</td> <td>155,798</td> <td>21,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>全庁で使用している全てのパソコンを調査対象 知事部局、知事部局以外の各種委員会等の約2万4,000台と 道立学校の約2万9,000台、合計約5万3,000台のパソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアメーカーへの対応について ・ソフトウェア適正管理のための改善策について <p>「管理者による管理の状況」調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法コピーが確認された部局の情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者1,013名を調査対象 <p>「職員によるインストールの状況」調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての違法コピー2万1,470件に関するインストール状況を調査対象 <p>(両調査の趣旨)</p> <p>全庁調査により違法コピーが判明したことから、これ以後同様の事例を生じさせないため、対策基準に定める情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者による管理の実態を把握するとともに、違法コピー2万1,470件についてインストールのより詳細な事実関係についての調査を実施。</p> | インストール済ソフトウェア数 | ライセンス保有数 | 違法コピー数 | 177,268 | 155,798 | 21,470 |
| インストール済ソフトウェア数 | ライセンス保有数 | 違法コピー数 | | | | | |
| 177,268 | 155,798 | 21,470 | | | | | |
| 平成22年3月 | <p>「管理者による管理の状況」及び「職員によるインストールの状況」調査結果と併せ、ソフトウェアの違法コピーの原因と改善策等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月24日の北海道議会総合政策委員会に報告 ・平成22年3月30日の第10回北海道IT推進本部員会議に報告 | | | | | | |
| 平成22年4月1日 | 「北海道ソフトウェア資産管理規程」、「北海道ソフトウェア資産管理基準」及び「北海道ソフトウェア資産管理手順」の施行 | | | | | | |

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア資産管理台帳の整備、ソフトウェア資産管理番号の付与など、ソフトウェアの特性に適した管理手法の導入 ・平成22年4月6日の北海道議会総合政策委員会に報告 |
| 平成22年6月4日 | <p>ソフトウェアの違法コピーに係る職員の処分等「厳重注意」（平成22年6月1日の職員賞罰及び賠償審査委員会に付議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時の総合政策部の職員9名（本庁部長級2名、本庁次長級5名、本庁課長級2名） |
| | ソフトウェアの違法コピーに係る副知事の措置「訓戒」（平成22年6月1日の職員委員会に付議） |
| | <p>ソフトウェアの違法コピーに係る職員への「所属長注意」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者 （本庁次長級44名、本庁課長級113名、本庁主幹級以下511名、計668名） |
| 平成22年6月25日 | <p>北海道知事の給料の一部を減額（平成22年第2回北海道議会定例会において「北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料減額の上積み 現行25%→30% ・実施期間 平成22年7月1日から同月31日まで |
| 平成23年7月8日 | <p>B社に対する損害賠償の額の決定（平成23年第2回北海道議会定例会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 1億8,689万5,800円 |
| 平成23年7月11日 | <p>北海道とB社との合意書締結 （合意書の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 1億8,689万5,800円 ・違法コピーされたソフトウェアの消去（合意書締結後90日以内）等 |
| 平成23年7月21日 | B社に対し損害賠償金の支出 |
| 平成23年9月28日 | ソフトウェアの違法コピーに係る、職員への求償権がない旨の決定（平成23年9月14日の職員賞罰及び賠償審査委員会に付議） |

(2) 北海道は、ソフトウェアのライセンス保有状況を確認するため、平成21年6月から平成22年1月にかけて全庁調査を行い、違法コピー2万1,470件のソフトウェアメーカー数は124社であることが判明した。そのうち、A社とは、平成21年7月28日に「ソフトウェア資産管理及びソフトウェアライセンス取得に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、これに基づき、全庁調査で判明した違法コピー5,338件のうち、北海道が今後使用しないものについては消去し、5,003件のソフトウェアライセンスを購入した。

(3) 第二次調査の結果を公表した平成22年2月から、既に覚書を締結したA社を除く123社と交渉を行い、平成23年3月までに122社との合意がなされた。違法コピーさ

れたソフトウェア1万5,482件のうち74社分、6,547件については、北海道として今後の業務に使用しないことから消去し、残りの48社分、8,935件については、使用しないものについては消去し、8,346件について、業務に必要であることから平成23年3月までにライセンスを取得したことが認められる。

- (4) 全庁調査の結果、B社製のソフトウェアの違法コピーが655件と判明したことから、北海道はB社に対し、平成21年11月10日に、違法コピーの件数、内訳、使用部署等について報告した。平成22年1月15日に、北海道はB社から、自社が保有するデータと照合し、655件のうち5件についてはライセンスがあるものと認めた上で、ソフトウェア650件について損害賠償金を請求する意向を示された。北海道は、平成23年2月28日に、B社に対し、定価に相当する額を損害賠償金とする和解案を提示した。これに対し、B社から、北海道がこれ以降違法コピーを行わないこと、違法コピー防止のため、今後は、適正にソフトウェアのライセンスを取得すること等を条件とし、ソフトウェア650件について定価に相当する1億8,689万5,800円の損害賠償金を支払うことで和解する方針が示されたものと認められる。

北海道とB社は、平成23年7月11日に、北海道がB社製のソフトウェア650件を違法コピーしたことを認め、平成23年第2回北海道議会定例会議決後2週間以内に損害賠償金1億8,689万5,800円を支払うこと、合意書の締結後90日以内に、違法コピーされたB社製のソフトウェア650件を消去することなどを内容とする合意書を締結した。B社に対する損害賠償金1億8,689万5,800円については、平成23年5月24日の損害賠償委員会において審議がなされ、平成23年第2回北海道議会定例会で、平成23年7月8日に議決され、北海道はB社の損害賠償金の受領代理人に対し、平成23年7月21日に同額を支出した。

- (5) 北海道は、平成22年6月4日、総合政策部において、ソフトウェアの違法コピーが非違行為であることについて、職員への警告やライセンス管理についての規程の策定など、所要の対策を講じることが遅れたことにより、結果的にソフトウェアの違法コピーの拡大を防止することができなかったことを理由とし、担当副知事を訓戒、当時の総合政策部の職員9名を厳重注意とした。また、違法コピーが行われた所属における情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者668名を所属長注意とした。

さらに、道政の責任者である北海道知事の給料を1ヶ月5%減額する「北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」が、平成22年第2回北海道議会定例会で、平成22年6月25日に議決された。

- (6) 北海道は、国家賠償法第1条第2項の規定に基づく職員に対する求償権について、平成23年9月14日の職員賞罰及び賠償審査委員会意見のとおり、同月28日に、総務部において、職員に対し北海道が求償権を有しないことについて決定した。

2 判断

(1) ソフトウェアのコピーに関する法令の規定

ア 著作権法

ソフトウェアとは、コンピュータシステム上で何らかの処理を行うプログラムである。通常知られているソフトウェアには、ワードプロセッサ、表計算又はデータベース等がある。パソコンのソフトウェアは、通常CDに記録された形で販売されているものが多いが、近時は、インターネットで配信されているものをパソコンにダウンロードする方式のものがある。

ソフトウェアの違法コピーには、大きく分けて二つの場合がある。一つは、いわゆる「海賊版」と言われるものであり、ソフトウェアが記録されたCDを販売等の目的で大量に複製するものである。

もう一つは、著作権者の許諾のないインストールである。パソコンは、CDからソフトウェアをパソコン内のハードディスクにコピーし、以後ハードディスク内にコピーされたソフトウェアを日常的に使用するようになっている。このハードディスクへのコピーが、いわゆるインストールであり、インストールが許諾される台数は、通常許諾契約書等で定められている。

ソフトウェアは、著作権法第2条第1項第10号の2に定義されているプログラムに当たり、同法第10条第1項第9号の規定により著作物であるとされており、同法第21条の規定により、著作者がその複製権を専有することとされている。また、同法第63条第1項では、著作権者は、他人に対しその著作物の利用を許諾することができることとされ、同法同条第2項では、前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができることとされている。

したがって、ソフトウェアメーカーは、著作権法上著作者と位置付けられ、ソフトウェアを譲渡したり、複製を販売する権利を有する。ソフトウェアに関する契約の様子は様々であるが、北海道がソフトウェアメーカーに対し、ソフトウェア購入の対価を支払ったとしても、著作物であるソフトウェアの所有者ではなく、利用者となるにとどまるものである。上記のとおり、北海道は、著作権法第63条第2項の規定により、ソフトウェアメーカーの許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、ソフトウェアを利用することができることとされている。

イ 本件発覚前のソフトウェア管理に関する北海道の規程

北海道は、平成14年12月27日に、「北海道情報セキュリティ基本方針」及び対策基準を定め、情報セキュリティ対策を適正かつ確実に実施するため、情報システムの開発及び運用を所管する本庁及び出先機関の課長相当職を情報システム管理者、それ以外の課長相当職を情報セキュリティ管理者と定めた。

これらの規定において、著作権保護に関しては、対策基準第29条に「職員等は、情報資産を使用する業務の遂行に当たっては、地方公務員法、著作権法、不正ア

クセス行為の禁止等に関する法律、北海道個人情報保護条例、北海道文書管理規程、北海道電子情報管理規程等の関係する法令等を遵守しなければならない。」と規定されていた。また、ソフトウェアの管理に関しては、情報セキュリティ対策の一環として、対策基準第19条第3項に「職員等は、情報システム管理者が許可した以外のアプリケーションソフト等を所定のパソコン等にインストールしてはならない。」と定められていた。

さらに、北海道は平成22年3月31日まで、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）及び物品管理事務取扱要領に基づき、ソフトウェアを物品として位置付け、管理していたが、取得価格が2万円以上のものは備品として取り扱われ、財務会計トータルシステムに登録されるが、2万円未満のものは消耗品として取り扱われていた。また、備品として取り扱われたものについても、財務会計トータルシステムにおける登録文字数の制限上詳細な記録がなされていなかった。なお、北海道は、ソフトウェアの適切な使用及び管理を通じて、ソフトウェアの適法かつ有用な使用を推進することを目的として、ソフトウェアの使用及び管理について、平成22年4月1日に「北海道ソフトウェア資産管理規程」等を定めた。

(2) ソフトウェアの違法コピーによる損害賠償

ア 職員によるソフトウェアの違法コピーについて

(ア) 北海道が行った全庁調査について、

- a 全庁で使用している全てのパソコンを対象に、インストールされているソフトウェアのライセンス保有状況を調査したこと
- b 道教委及び北海道警察などの知事部局以外の各種委員会等においても調査を実施し、北海道IT推進本部を中心として庁内の相互連携を図りながら実施したこと
- c 調査の実施に当たり、違法コピーされたソフトウェアを発見した場合には直ちに使用を中止するとともに、当該ソフトウェアについては絶対に消去しないよう職員に対し周知したこと
- d ソフトウェアを一件ごと、ライセンス証書、物品購入決定書、契約書、又は納品書等の証拠書類を確認してライセンスの有無を調査したことが認められる。

(イ) 今般の監査において、違法コピーされたソフトウェア2万1,470件については、製図支援ソフト、資料作成ソフト、文書作成ソフト、PDF作成ソフト及び写真編集ソフトなど、全て職員が業務を行うためにインストールしたものであったことが認められる。

(ウ) 違法コピーに係るソフトウェアメーカー124社全てが、全庁調査の結果に基づいて北海道との交渉を行ったことが認められる。

イ ソフトウェアメーカーへの対応について

(ア) A社及びB社を除く122社のうち74社に係る違法コピーソフトウェア6,547件

について、北海道が今後、業務に必要でないことから消去することで、北海道と74社との合意がなされている。また、上記122社のうち残りの48社に係る違法コピーソフトウェア8,935件のうち8,346件については、北海道として今後、業務に必要であることからライセンスを取得することとし、残りのソフトウェアは、業務に必要でないことから消去することで、北海道と48社との間で合意がなされている。また、北海道がソフトウェアの消去又はライセンスの取得を行うことで、上記122社の全てにおいて、ソフトウェアの違法コピーにより北海道に生じた損害賠償債務を免除する旨の意思表示がなされたことが認められる。また、北海道が、平成23年3月10日までにソフトウェアの消去又はライセンスの取得を行ったため、上記122社に係るソフトウェアの違法コピーにより北海道に生じた損害賠償債務については、免除されたことが認められる。

(イ) A社と北海道とは、平成21年7月28日に締結した覚書により、A社製の北海道が違法コピーしたソフトウェアのうち北海道において不要なものを消去すること、A社製の上記ソフトウェアを除き、ライセンスを取得することが規定されたことから、北海道は、全庁調査で判明した違法コピー5,338件のうち北海道が今後使用しないものは消去し、5,003件のソフトウェアライセンスを購入した。なお、北海道とA社との覚書の有効期間は、平成24年7月28日までである。

ウ B社への損害賠償について

(ア) 国家賠償法第1条第1項の規定により、地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって他人に損害を加えたときは、地方公共団体はその損害を賠償する責任がある。本件は、公権力の行使に当たる職員が、B社製のソフトウェアを用いた製図業務を行うに当たって、故意又は過失によりB社製のソフトウェアをパソコンにインストールし、損害を与えたものであることから、国家賠償法第1条第1項により、北海道はB社に対し、その損害を賠償している。

(イ) 北海道とB社との交渉の結果、両者は、平成23年7月11日に、北海道がB社製のソフトウェア650件を違法コピーしたことを認め、平成23年第2回北海道議会定例会議決後、2週間以内に損害賠償金1億8,689万5,800円を支払うこと、合意書の締結後90日以内に、違法コピーされたB社製のソフトウェア650件を消去すること、北海道は、これ以後の再発を防止するため、内部管理を徹底することなどを内容とする合意書を締結した。

(ウ) 法第96条第1項の規定により、普通地方公共団体の議会は、法律上その義務に属する損害賠償の額について議決しなければならないこととされ、また、北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第26条第2項の規定により、北海道の内部協議機関として設置する損害賠償委員会に、法律上、道の義務に属する損害賠償事案に係る調査審議を行わせることとされており、北海道議会

における議決及び損害賠償委員会における調査審議については、これらの規定に基づき行われていた。

(エ) 北海道は、B社への損害賠償金の額について、B社から徴取した見積書に記載された正規品小売価格に基づき算定している。違法コピーに係る損害額の算定方法については、「原告らの受けた損害額は、著作権法第114条第1項又は第2項により、正規品小売価格と同額と解するのが最も妥当である。」（東京地方裁判所平成13年5月16日判決）との判例から合理性があるものと認められる。

(3) 職員に対する北海道の損害賠償請求権の行使について

ア 請求権行使の要件

国家賠償法第1条第1項の規定により地方公共団体が賠償した場合、地方公共団体が職員に対し損害賠償請求権を行使する要件について、国家賠償法第1条第2項は、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定し、地方公共団体は、公務員に故意又は重大な過失があったときに、当該公務員に対して求償権を有する旨規定している。

イ 北海道における求償要件の判断について

(ア) 北海道は、北海道行政組織規則第26条第2項の規定により、北海道の内部協議機関として設置する職員賞罰及び賠償審査委員会に、国家賠償法第1条第2項等の規定による職員の賠償責任等について必要な事項の調査審議等を行わせることとしている。また、「職員の行為に関し道が損害賠償した場合の職員に対する求償事務取扱要領」第3求償の手續の規定により、北海道は、事故に関し損害賠償した場合には、職員賞罰及び賠償審査委員会の議を経て、法律上の求償権の有無及び求償権を行使すべきか否かを決定することとされている。

(イ) 平成23年9月14日の職員賞罰及び賠償審査委員会は、本件は組織上の問題が大きく、各事故者の行為については、故意又は重大な過失があるとは認められず、職員に対する北海道の求償権はない旨決定し、総務部に対して意見を具申している。そして、同月28日に、総務部において、職員賞罰及び賠償審査委員会意見のとおり決定している。

ウ 北海道が職員に対し求償しないことの違法性について

(ア) 北海道が、国家賠償法第1条第2項に定める職員に対する求償権を有しないと決定したことに違法又は不当性があるかについて、以下、判断する。

(イ) 北海道では、北海道の保有する情報資産を様々な脅威から守るため、「北海道情報セキュリティ基本方針」及び対策基準を平成14年度に定めたが、これらの規程は、主にコンピュータウィルスなどによる外部からの情報の破壊、改ざん又は外部への情報漏洩を防止するための対策を規定したものであり、著作権保護に関しては、「職員等は、情報資産を使用する業務の遂行に当たっては、

地方公務員法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、北海道個人情報保護条例、北海道文書管理規程、北海道電子情報管理規程等の関係する法令等を遵守しなければならない。」との規定のみであり、職員が遵守すべき具体的な事項を定めていない。

また、ソフトウェアの管理に関しては、情報セキュリティ対策の一環として、対策基準第19条第3項は「職員等は、情報システム管理者が許可した以外のアプリケーションソフト等を所定のパソコン等にインストールしてはならない。」と規定しているのみで、ライセンスの管理に関する規定はなかった。その上、北海道では、ソフトウェアが物品として取り扱われており、購入したソフトウェアの多様な使用許諾条件等の詳細な記録は残されていなかった。

(ウ) 本来、ソフトウェアは、インストールが許諾される台数など、ソフトウェアメーカーの許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用することができるものであるから、北海道のように職員が頻繁に異動する職場においては、どのパソコンにどのようなソフトウェアがインストールされているかを把握し、点検する仕組みが必要不可欠であるが、前述のとおり、当時、北海道では著作権やソフトウェアライセンスに関してはほとんど規程がなく、このような仕組みが定められていなかったため、職員は、各ソフトウェアライセンスの使用状況を把握することが困難な状況であった。

(エ) さらに、平成10年度に、北海道が庁内ネットワークに接続するパソコンの本格的な配備を始めた時点においては、ソフトウェアは当時の情報企画課が管理するパスワードを入力しなければインストールできない設定とし、基本的にソフトウェアの追加は認めていなかったが、周辺機器の追加等に伴うソフトウェアのインストールの必要性が増したことから、平成11年度からパスワードは各部局が管理することとした。しかし、各部局が同じパスワードを変更せずに使い続けたため、事実上、職員によるソフトウェアのインストールが広範に可能な状態となっていたことが認められる。

(オ) このような状況の中で、総合政策部において、早期にソフトウェアのライセンス調査を行ったり、ソフトウェアの違法コピーを防止するための仕組みを整備するなどの対策を取らなかったこと、また、庁内の情報セキュリティ対策を実施すべき情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者の多くが、自らの職務内容を十分理解しておらず、さらに、ライセンス及びソフトウェアの管理に係る具体的な規定がなかったことから、情報システム管理者等から職員に対する、著作権保護に関する指導や注意喚起が有効に行われていなかったことも、違法コピーが発生した大きな要因である。

請求人の主張の根拠として提出された「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」（学校編）については、文書の保存年限を経過しているため、文書の存在を確認できなかった。また、文化庁が作成した学校編以外の手引（大学編及

び企業編)についても、同様に文書の保存年限を経過しているため、文書の存在を確認できなかった。文部科学省のホームページによると、文化庁が平成7年3月に学校編を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布しており、都道府県知事部局には配布していない。なお、道教委及び道立学校において、B社製ソフトウェアの違法コピーはなかった。

(カ) 一方、職員によるソフトウェアのインストールの状況調査の結果により、ソフトウェアのインストールに際し、半数以上の職員は、職場内や庁内のソフトウェアであれば法令違反にならないと誤解していたり、全くライセンスに関する知識がなかった。ソフトウェアのライセンスに関する知識を有していた職員であっても、そのほとんどが、ライセンスの確認を怠ったり、ライセンスの確認を誤ったことで、結果的に違法コピーを行っていたことなどが明らかとなった。

(キ) 当該調査で、B社のソフトウェアを違法コピーした職員が判明したのは、650件中389件であった。そのうち、「ライセンスがないことを知っていた」としたものが5件、職員数は3名あった。これらは、インストールした時点では、インストールに関連する手続について承知していなかったが、調査を実施した時点では問題のある行為であったということ認識していたため、「ライセンスがないことを知っていた」と回答したものであった。また、「ライセンスの有無を確認しなかった」としたものが98件、職員数は87名あった。これらは、ソフトウェアのライセンスには複数の種類があるが、多くの職員は、ライセンスに関する正しい知識を有しておらず、また、仮に正しい知識を有していたとしても、北海道は、職員に対しソフトウェアのインストール可能数などについて正しい情報を提供するソフトウェア管理体制を整備していなかったことから、職員が的確にライセンスを確認できる状態にはなかった。

さらに、「基準の内容を含めて承知していた」としたものが2件、職員数は2名あった。これらは、対策基準が著作権法を遵守すべきであるとの記載のほか、セキュリティ確保の観点からインストールの制限についての記載に止まっていたものであり、ソフトウェアを適切に管理するための手続を定める規定が存在しなかったことから、職員は、ライセンスのないソフトウェアのインストールに関して、必ずしも違法性を認識できるとまではいえない。

(ク) また、職員によるインストールの状況調査の結果により、ソフトウェアの違法コピーを行うに当たり、

- a 意図的にコピー防止機能を解除してインストールした。
- b インストール用のCDのコピーを作成し、それを使用して複数のパソコンにインストールした。
- c 第三者にソフトウェアの提供を強要した。

ものなど、看過できない悪質なケースはなかったことが認められる。

(4) まとめ

以上のことを総合的に勘案すると、職員によるソフトウェアの違法コピーによるB社に対する損害賠償金の支出については、職員の著作権に関する理解不足はあったが、北海道として、適切なソフトウェア管理対策を講じなかったことや職員が業務を行うためのソフトウェアを手当てしていなかったこと、総合政策部において、早期にライセンス調査を行ったり、違法コピーを防止するための仕組みを整備するなどの対策を取らず、迅速な対応に欠けていたことなど、組織上の問題が主な要因であり、インストールを行った職員に故意又は重大な過失があったとまではいえない。また、セキュリティ管理者等は、違法コピーを防ぐソフトウェア管理に関する必要な対策を講じなかった非違行為はあったが、善良な管理者の注意を著しく欠くものとはいえず、故意又は重大な過失があったとまではいえない。したがって、北海道が職員に対し求償権がないとしたことについて、違法性が存するとは認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

3 意見

今回の監査を通じ、監査委員として意見を述べる。

本件は、北海道が国家賠償法第1条第1項に基づいて、職員が故意又は過失によりソフトウェアを違法コピーしたことによりソフトウェアメーカーに損害を加えたとして損害賠償金を支払ったものである。法令遵守を何よりも重視しなければならない公務員がこのような事態を起こしたことは遺憾である。

この事態発覚後、北海道は、前述している全庁調査等を行い、職員一人一人の著作権保護の意識が希薄であったこと、ソフトウェアの十分な管理体制を構築できなかったこと、また、部下職員に対して指導や注意喚起する立場にある管理者等がその職務を十分に果たしていなかったことなど、その原因を明らかにして、現在、職員に著作権保護の意識を徹底することやソフトウェアの新たな管理体制を構築し再発防止に取り組んでいることも今回の監査を通じて確認できたものである。

今後、北海道職員一人一人が法令を遵守すべき公務員としてその立場を再認識し、関係法令等を十分に認識しながら職務遂行に当たり、道民の道政に対する信頼を高めるよう期待するものである。